

事例番号:300276

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 4 日 胎児心拍数陣痛図で児の健常性は保たれている

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 5 日

10:40 陣痛開始・骨盤位のため帝王切開目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 5 日

11:00 ドップラ法で胎児心拍数 90 拍/分台を認める

11:20 ドップラ法で陣痛発作時に徐脈を認める

11:42 帝王切開にて児娩出、骨盤位

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 5 日

(2) 出生時体重:2430g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.669、PCO₂ 168.0mmHg、PO₂ 1.3mmHg、
HCO₃⁻ 18.9mmol/L、BE -21.5mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、早産児、低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 9 日 頭部 MRI で低酸素・虚血を呈した所見(大脳基底核・視床の信号異常)を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ:助産師 5 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠経過中もしくは分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性があると考える。
- (3) 胎児は妊娠 36 週 4 日のノンストレス終了後から妊娠 36 週 5 日 11 時頃までの間のいずれかの時点から低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 34 週 0 日に骨盤位のため帝王切開予定とし、妊娠 36 週 4 日に帝王切開の同意書を取得したことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 36 週 5 日陣痛開始のため受診後の対応(内診、超音波断層法)は一般的であるが、入院後に分娩監視装置を装着していないことは一般的でない。
- (2) 骨盤位のため、入院当日(妊娠 36 週 5 日)の帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 入院後、手術室への入室時(11 時)に胎児心拍数低下を認め、その 42 分後に児を娩出したことは、診療所であることを考慮すると一般的な対応である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生に関しては、出生の児の状態とApgarスコアが合致していない可能性があるため、評価できない。
- (2) 高次医療機関 NICU へ搬送したこと、および搬送依頼の時期は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) Apgarスコアの採点について院内で再検討することが望まれる。
- (2) 患者や家族に説明した内容(病状や診療行為について)は、診療録に記載することが望まれる。

【解説】 生後の新生児の病状の説明についての記載が診療録になかった。児の経過に異常があった場合には、妊産婦および家族に十分に説明を行ったうえで、説明の内容詳細を記載することが必要である。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】 胎盤病理組織学検査は、重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 分娩の経過や説明について、保護者の意見からは、当該分娩機関の対応に対する疑問が提出されているため、医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションをとり、十分な説明を行う努力をする事が望まれる。
- (2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎盤病理組織学検査の実施推奨について、重症の新生児仮死が認められた場合、胎児発育不全の場合など、「産婦人科診療ガイドライン」に記載されるよう

働きかけることが望まれる。また、国・地方自治体に対して、保険適応下に検査が実施できる制度の構築を働きかけることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。